

日本国経済産業省とフランス共和国 環境・エネルギー・海洋省の間の 民生用原子力協力に関する意図表明 (概要)

- 日本とフランスは、原子力の平和的利用分野における長い協力の歴史を共有。この二国間の協力は、産業界及び研究開発を含む様々な経路を通じて拡大・深化してきた。
- 日本国経済産業省とフランス共和国環境・エネルギー・海洋省(以下「両者」という。)は、産業協力及び研究開発を強化する希望を共有して、この意図表明を作成することを決定した。

1. 世界の原子力安全、核セキュリティ及び核不拡散

- 両者は、最高の安全基準の継続的な定義及び実施並びに核セキュリティ及び核不拡散の強化が不可欠であることを再確認する。

2. 核燃料サイクル(放射性廃棄物の管理及び保管を含む。)

- 両者は、日本の六ヶ所再処理工場及び MOX 燃料工場の商業委託のための協力の強化を引き続き支援するとともに、放射性廃棄物の最終処分に関する定期的な情報交換を継続する。

3. 高速炉

- 両者は、現在の ASTRID 協力の成功を認識し、協力を深化させるための議論を開始する。

4. 廃炉及び除染

- 両者は、福島第一原子力発電所の廃炉に係る関係機関及び産業界の二国間協力を促進する必要性を認識する。

5. 産業協力

- 両者は、核燃料サイクル事業を行うニュー・アレバ社への出資に関する仏政府、アレバ社及び日本企業との間での法的文書の署名を歓迎する。

6. 核融合エネルギー

- 両者は、関係省庁及び研究機関間の幅広いアプローチ活動及びイーター計画を含む力強い協力を認識する。